

＼ 技術や知識があるのに資金が…という方へ /



ものづくりのまち井原



創業支援奨励金



2,000万円～1億円

井原市で「ものづくり」を創めませんか

目的

古くから繊維産業を中心に製造業の街として栄えてきた井原市では、市内の雇用や地域経済の成長発展を促進するため、創業に対して奨励金を交付します。

日程

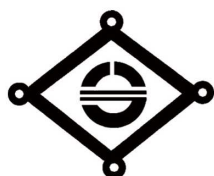
予備審査申請受付期間 : 6月1日～8月31日 (閉庁日を除く)
認定申請受付期間 : 10月1日～10月15日 (を除く)
書類審査 : 10月下旬～11月上旬
プレゼンテーション審査会 : 11月

条件

業種 : 製造業など
代表者 : 会社の役員でないこと
その他 : 10年間事業を本市で行うこと など

【お問い合わせ先】

〒715-0014 岡山県井原市七日市町10番地
井原市建設経済部商工課
井原市地場産業振興センター 2階
TEL : 0866-62-8850(平日8:30～17:15)
MAIL : shoko@city.ibara.lg.jp



詳細はHPを
ご確認ください



交付対象者の条件

次の全てに該当する必要があります。

(1)市内に製造工場または研究所等を設置しようとする法人

※ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社を除く

(2)十分な調査研究に基づく計画性があり、かつ継続発展する見込みのある事業を計画する者

(3)奨励金の初回交付日から10年間、市内に本社を有する者

(4)奨励金の認定日から3年以内に事業を開始し、10年間継続する者

(5)初回交付申請の日から前号に規定する期間において、井原商工会議所または備中西商工会の会員である者

(6)会社の役員でない個人または認定申請時において法人設立から3年以内かつ代表者が他の会社の役員でない法人

(7)井原市暴力団排除条例(平成23年井原市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でない者

(8)市税を滞納していない者

(9)認定日から3年以内に、固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得した場合には、その資産を10年間保有すること

①申請から認定までのフロー

【相談】申請を考えられている方にご相談ください

【準備】事業計画書の策定など準備期間

【6～8月】予備審査申請

予備審査申請結果の通知 → 審査結果を踏まえて計画の再考

【10月1～15日】認定申請

【10月下旬～11月初旬】書類審査

【11月】プレゼンテーション審査会
(書類審査上位者のみ)

↓
認定候補者の決定

市が指定する産業支援機関等へ支援依頼

【3月】認定者の決定

②認定の翌年度から3年間のフロー

認定者の法人設立(認定申請時に個人の場合)

交付申請・交付決定(3年間、年度1回限り)

奨励金の請求・交付()

【11月】報告審査会への出席・事業報告



審査のポイント

審査要領にある評価のポイントを
確認の上、特に資金繰りについては
明確な計画を立てること など

※認定後は四半期に1度事業報告書を提出してください。

※令和6年度に制度を一部変更しましたので、最新の情報はHPをご確認ください。